

公立大学法人山梨県立大学名誉教授称号授与規程

(平成22年4月1日 法人3216号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則第36条第2項の規定に基づき、名誉教授の称号の授与等に関し、必要な事項を定める。

(資格)

第2条 名誉教授の称号は、次の各号の一に該当する者に授与する。

- (1) 本学の学長、副学長であった者
- (2) 本学の教授として15年以上在職し、教育・学術上又は社会に対して特に功績のあった者
- (3) 前各号の年数には達しないが、教育・学術上又は社会に対して特に功績顕著であった者
(勤続年数)

第3条 前項第2号の在職年数の計算は、次によって行う。

- (1) 准教授、専任講師としての年数は、2分の1にみなす。
- (2) 山梨県立女子短期大学、山梨県立看護短期大学及び山梨県立看護大学短期大学部における専任教員としての勤務年数は、2分の1にみなす。

(候補者の推薦)

第4条 第2条各号の一に該当し、名誉教授の称号を授与することが適当であると認められる者があるときは、教授会の議に基づき理事長に推薦するものとする。

(選考)

第5条 理事長は、前条の規定により推薦された者について、教育研究審議会に諮り名誉教授を選考する。

2 理事長は、前条の規程にかかわらず教授会に所属しなかった者について教育研究審議会に諮り、名誉教授を選考することができる。

(授与形式)

第6条 名誉教授の称号の授与は、別記様式の辞令書を交付して行う。

(礼遇)

第7条 名誉教授に対しては、刊行物の贈呈、重要行事への招待、諸施設の利用に関する便宜の供与等の方法によって礼遇する。

(取消)

第8条 名誉教授の称号を授与された者が、その榮譽を汚す行為を行い、称号を保持することが適当でないと理事長が認めたときは、称号の授与を取り消すものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 山梨県立看護大学における専任教員としての勤務は、本学における勤務とみなす。
- 3 助教授として勤務した期間は、准教授として勤務した期間とみなす。
- 4 既に山梨県立女子短期大学、山梨県立看護短期大学及び山梨県立看護大学短期大学部において名誉教授の称号を授与された者並びにこの規程の施行日前に名誉教授の称号を授与された者は、この規程に基づき称号を授与されたものとみなす。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別紙様式

氏 名

山梨県立大学の名誉教授の称号を授与する

年 月 日

山梨県立大学